

I. 組合の沿革

当組合の前身は、昭和21年に結成された山梨県水晶業組合であり、組合法の改定に伴い山梨県水晶商工業組合に改組しましたが、その後発展的に解散し、現組合の母体として昭和28年3月山梨県水晶商業協同組合が創立されました。

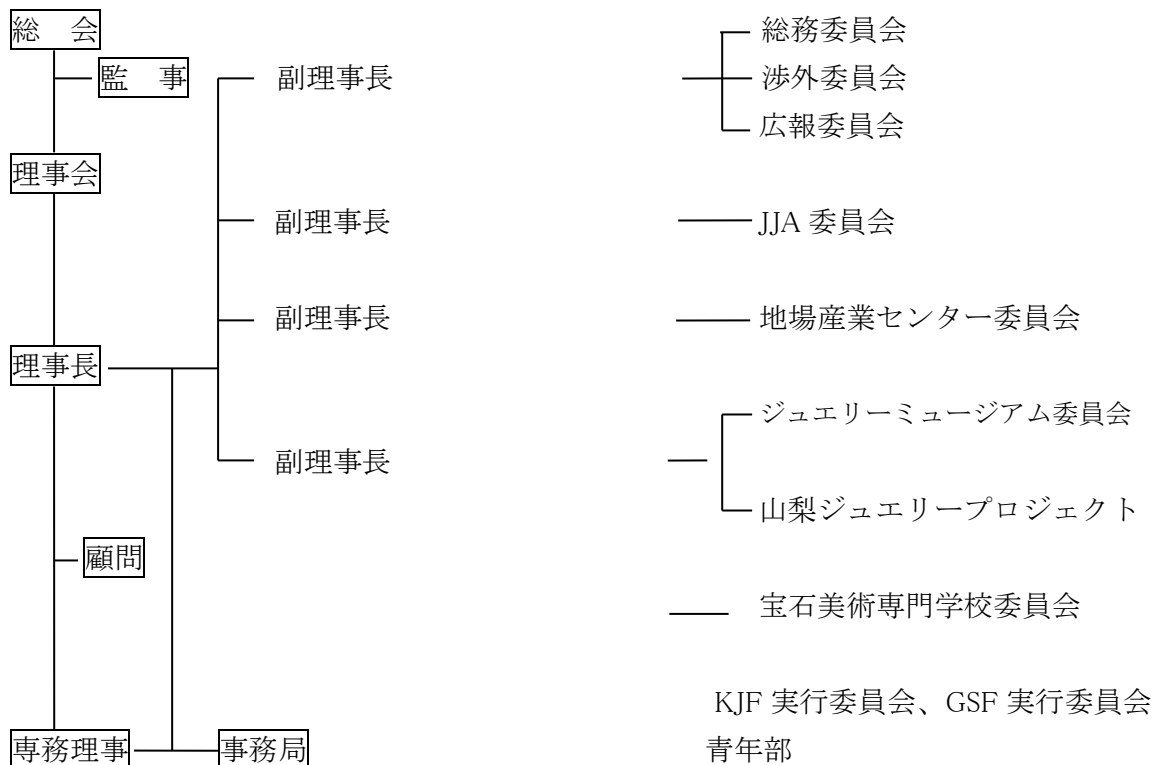
昭和44年山梨県水晶宝石協同組合と名称を変更し、さらに平成3年に協同組合山梨県ジュエリー協会となりました。平成24年には、協同組合山梨県ジュエリー協会と山梨県宝石研磨工業協同組合が合併し、山梨県貴金属工芸協同組合解散後の有志が合流、山梨県水晶美術彫刻協同組合から新規加入するなどし、山梨県水晶宝飾協同組合となりました。設立当初より各地の博覧会・展示会などに出品し、業界の発展とPRに寄与すると共に、施行された物品税の改定を求めて積極的な活動を行いました。昭和46年には、第1回的水晶宝石フェアを開催し、第16回開催から名称を「甲府ジュエリーフェア」と改称、世界の宝飾業界へ向け当組合の最大の事業として定着しています。

また、創立時47名だった組合員も増加を続けると共に、積極的に活動する中で、組合事務局が手狭になったため、昭和55年、現在の土地・建物を買収しました。現在ジュエリープラザとして、当組合の多方面に渉る活動の拠点となっています。

II. 組合の組織

組合組織図

当組合は、以下の組織により運営されています。



組合では、組合員の意見収集、必要事項の周知、さらには組合員相互の親睦を図るためジュエリー部会ではA地区～F地区の6つの地区、に所属していただいています。

Ⅲ. 組合の主な事業活動

当組合では、各委員会を中心に調査研究、研修、広報、渉外、収益事業やイベントなどを行っていますが、組合員にとってメリットのある主な事業は次のとおりです。

(1) 甲府ジュエリーフェアの開催

当組合の最大事業で、組合員であれば自由に参加できます。

毎年4月に2日間かけて「アイメッセ山梨」で開催しますが、『宝石の街甲府・貴金属の山梨』にとって最高のビジネスチャンスです。

このフェアの成功のためには、多くの組合員のご尽力が必要です。分担して任務に当たりますので、ご協力いただきます。

(2) 購買事業

事業に必要な宝石用計量器、洗浄器、工具類、ルーペ、ピンセット、ビニール袋などの器材、消耗品や図書などを、専門業者から購入するよりもお得な組合員価格でお買い求めいただけます。

(3) 高速道路 ETC 大口多頻度割引事業

ETC カードの使用による深夜・通勤・早朝夜間割引のほかに、当組合が契約している大口多頻度割引として、1台当たり平均3万円以上の利用により上乗せ割引が受けられます。また、ガソリンスタンド、使用状況などで最もお得な燃料カードをご提供できます。

(4) フルライン（動産保険）

組合員限定の動産保険。組合のスケールメリットを活かし格安な保険料で有利な動産保険に加入することが出来ます。

(5) 情報調査事業

新規取引先などの信用調査として、帝国データバンクや東京商工リサーチなどで収録した全国の企業情報を必要に応じ、即日提供いたします。

料金は1件2,500円（税抜）です。

このほか、当組合備付図書の利用、組合員親睦ゴルフコンペの開催など多くの事業があります。

Ⅳ. 組合への新規加入について

(1) 申込資格

- ・ 宝石、貴金属類、及びそれらを素材とした装身具等の卸、小売又は加工、製造を行い、宝飾に関連する企業等、山梨県内に店舗又は事業所を有する業者。
- ・ 加入3年以上の組合員1人と当組合の理事1人の推薦を必要とします。

- ・当組合活動の妨げにならない、組合事業に理解を示し協力できる業者。
- ・反社会的勢力の関係者（暴力団関係者等）ではない業者。

(2) 提出書類

- ・組合加入申込書（当組合所定用紙）
- ・法人の場合は、会社の履歴事項全部証明書、印鑑証明書、法人事業税納税証明書
- ・個人の場合は、代表者の印鑑証明書、個人事業税納付証明書
- ・直近の決算書又は納税申告書の写し
- ・ETC 大口多頻度割引制度の申込書
- ・その他組合が必要とする書類

(3) 加入の承諾

組合加入申込書（必要書類添付）を組合で受理した後、理事会に提出し組合員に公示のうえ、1か月後の理事会で審議、諾否の決定となります。

(4) 出資金及び賦課金等の払込

・出資金

ジュエリー部会

次により算出した額を、払込んでいただきます。

$$\text{出資金} = \frac{\text{組合出資金合計額}}{\text{総組合員数}} \times \frac{\text{入会希望社年商}}{\text{総組合員平均年商}} \times 1/2$$

(注)出資金は10万円単位で、最低20万円・最高100万円です。

宝石研磨部会 1万円以上

貴金属工芸部会 3万円以上

水晶美術彫刻部会 1万円以上

但し3部会会員の内、購買（掛け）・ETC 高速道路後納制度等を利用する者にあつては、それぞれの利用料金2か月分に相当する額を追加出資として納めていただきます。

・賦課金

ジュエリー部会 100,000円

宝石研磨部会 50,000円

貴金属工芸部会 50,000円

水晶美術彫刻部会 50,000円

賦課金については一括又は二期分割徴収になります。

以上